

山縣市子ども・子育て会議規則

平成25年7月3日

規則第24号

改正 平成30年3月30日規則第16号

平成30年10月29日規則第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第77条第1項の規定に基づく、同項の合議制の機関として、山縣市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 山縣市子ども事業計画の策定、実施状況の点検及び評価並びに見直しに関し、市長の諮問に応じて調整審議すること。
- (3) 前2号に掲げる事務及び策定に関し、必要に応じて市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども関係団体に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 公募の市民

3 市長は前項第7号に規定する市民を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員（前条第2項第7号に規定する者を除く。）は、再任されることができる。
（会長及び副会長）

第5条 会議に、会長及び副会長1人を置き、それぞれの委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第16号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月29日規則第27号）
この規則は、公布の日から施行する。